

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(案) 概要

1 改正概要

(1) 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員を含む非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等について、規則で定めることとする。

※ 規則において、勤務時間、週休日、休憩時間、休日、年次有給休暇、特別休暇等について定める。

(2) 臨時的任用職員制度の見直しに伴う改正

地方公務員法の一部改正（29.5.17 公布、2.4.1 一部施行）により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、臨時的任用職員に係る規定について、次のとおり改める。

ア 常時勤務を要する臨時的任用職員の年次有給休暇について規則で定めるとともに、同職員の特別休暇のうちリフレッシュ休暇を対象外とする。

※ 年次有給休暇については任用期間ごとに付与日数を定める。

※ 職業生活における一定の時期（満53歳及び満43歳に達する翌年度）に心身の活力を回復し、及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇であるリフレッシュ休暇については、臨時的任用職員に付与することはなじまないもので対象外とする。

イ 臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく常時勤務を要しない臨時的任用職員に限り、任命権者が定めることとする。

※ 従前は臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等について任命権者が定めることとしていたが、その任命権者が定める範囲を地方公務員法の育児休業等に関する法律に基づく常時勤務を要しない臨時的任用職員のみ限定する。

2 施行期日

令和2年4月1日